

鳥取県公報

平成 30 年 8 月 20 日 (月) 号外第 7 3 号

毎週火·金曜日発行

			_	
			目	次
\Diamond	告	示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正 (501) (経営支援課)・・・・・・・・2
			漁業近代化資金の利子補給率の一部改正 (502) (水産課)・・・・・・・・・・3
			漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正 (503)	(") • • • • • • • • • • • 5
			漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正 (5	04) (") • • • • • • • 6

示

鳥取県告示第501号

平成23年鳥取県告示第496号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成30年8月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第2号)第4条の規定による 利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例に よる。

平成30年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

次の表の改止前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 改正後 改正前										
	以 业 仅		改正前							
1 担则结页及	女 1 1百の利フ婦外支	:	4	1 担則第9条第1項の利乙婦公安						
	第1項の利子補給率	1 1	1 規則第3条第1項の利子補給率							
農業近代化	利子補	1		農業近代化	# W. 17 15	利子補給率	VI. felia co de			
資金の種類	農業近代 法第			資金の種類		法第2条				
	化資金融 第2					第2項第				
	通法(昭和 1号				通法 (昭和					
	36年法律 げる					げる融資				
		が同でに掲げ			第202号。		でに掲げ			
	以下「法」条第	1項 る融資機			以下「法」	条第1項	る融資機			
	という。) 第2	号か 関が同条			という。)	第2号か	関が同条			
	第2条第 ら第	4 号 第 1 項第			第2条第	ら第4号	第1項第			
	2 項第 1 まで	に掲 2号から			2 項第 1	までに掲	2 号から			
	号、第2 げる	者に 第4号ま			号、第2	げる者に	第4号ま			
	号、第4号 貸し	付けでに掲げ			号、第4号	貸し付け	でに掲げ			
	及び第5 る場合	る者に貸			及び第5	る場合	る者に貸			
	号に掲げ	し付ける			号に掲げ		し付ける			
	る融資機	場合			る融資機		場合			
	関が同条				関が同条					
	第1項第				第1項第					
	1 号に掲				1 号に掲					
	げる者に				げる者に					
	貸し付け				貸し付け					
	る場合				る場合					
1 規則別	略	年0.60		1 規則別			年0.70			
表第1号		パーセント		表第1号			パーセント			
に掲げる				に掲げる						
資金				資金						
2 規則別	略	年0.60		2 規則別	略		年0.70			
表第2号	**	パーセント		表第2号	••		パーセント			
に掲げる				に掲げる						
資金				資金						
3 規則別		年0.60		3 規則別	略		年0.70			
表第3号	μП	パーセント		表第3号	MΠ		<u> </u>			
		/ <u>/-E/</u>					<u> </u>			
に掲げる				に掲げる			l			

1

資金		
4 規則別	略	年0.60
表第4号		パーセント
に掲げる		
資金		
略		
7 規則別	略	年0.60
表第7号		パーセント
に掲げる		
資金		
8 規則別	略	年0.60
表第8号		パーセント
に掲げる		
資金		

資金		
4 規則別	略	年0.70
表第4号		パーセント
に掲げる		
資金		
略		
7 規則別	略	年0.70
表第7号		パーセント
に掲げる		
資金		
8 規則別	略	年0.70
表第8号		パーセント
に掲げる		
資金		

2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資	上乗せする率
金	
規則別表第1号、第5号又	年0.125パーセン
は第8号に掲げる資金(償	<u>1</u>
還期限が <u>13年</u> 以内であるも	
のに限る。) のうち当該資金	
を借り受けた者の住所地を	
所管する市町村(以下「市	
町村」という。) が <u>年0.125</u>	
パーセントの割合で利子補	
給金を交付するもの	
規則別表第1号、第5号又	年0.175パーセン
は第8号に掲げる資金(償	<u>1</u>
還期限が <u>13年</u> を超え15年以	
内であるものに限る。) のう	
ち市町村が <u>年0.175パーセ</u>	
<u>ント</u> の割合で利子補給金を	
交付するもの	
略	

2 規則第3条第2項の利子補給率

利子補給率を上乗せする資	上乗せする率
金	
規則別表第1号、第5号又	年0.10パーセント
は第8号に掲げる資金(償	
還期限が <u>14年</u> 以内であるも	
のに限る。) のうち当該資金	
を借り受けた者の住所地を	
所管する市町村(以下「市	
町村」という。)が年0.10	
パーセントの割合で利子補	
給金を交付するもの	
規則別表第1号、第5号又	年0.11パーセント
は第8号に掲げる資金(償	
還期限が <u>14年</u> を超え15年以	
内であるものに限る。) のう	
ち市町村が <u>年0.11パーセン</u>	
<u>ト</u> の割合で利子補給金を交	
付するもの	
略	

鳥取県告示第502号

平成23年鳥取県告示第497号 (漁業近代化資金の利子補給率について) の一部を次のように改正する。

平成30年8月20日前に鳥取県漁業近代化資金利子補給規則(昭和44年鳥取県規則第61号)第3条の規定による 利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている漁業近代化資金については、なお従前の例に よる。

平成30年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正後				改正前								
				\dagger			· · ·					
規則第2	2条第1	項の利子	補給率			-	1 規則第2条第1項の利子補給率					
漁業近代	漁業近代 利子補給率					漁業近代 利子補給率						
化資金の	漁業近	法第2	法第2	法第2	法第2		化資金の	漁業近	法第2	法第2	法第2	法第2
種類	代化資	条第2	条第2	条第2	条第2		種類	代化資	条第2	条第2	条第2	条第2
	金融通	項第5	項第1	項第2	項第5			金融通	項第5	項第1	項第2	項第:
	法(昭	号に掲	号に掲	号及び	号に掲			法(昭	号に掲	号に掲	号及び	号に打
	和44年	げる融	げる融	第4号	げる融			和44年	げる融	げる融	第4号	げる層
	法律第	資機関	資機関	に掲げ	資機関			法律第	資機関	資機関	に掲げ	資機
	52号。	が、同	が、同	る融資	が、同			52号。	が、同	が、同	る融資	が、「
	以下	条第1	条第1	機関	条第1			以下	条第1	条第1	機関	条第
	「法」	項第1	項第6	が、同	項第6			「法」	項第1	項第6	が、同	項第(
	とい	号から	号に掲	条第1	号から			とい	号から	号に掲	条第1	号かり
	う。)	第5号	げる者	項第6	第10号			う。)	第5号	げる者	項第6	第10-
	第2条	まで及	に貸し	号から	までに			第2条	まで及	に貸し	号から	までに
	第2項	び第10	付ける	第10号	掲げる			第2項	び第10	付ける	第10号	掲げる
	第1号	号に掲	場合	までに	者(同			第1号	号に掲	場合	までに	者(「
	から第	げる者		掲げる	項第10			から第	げる者		掲げる	項第1
	4 号ま	(令第		者(同	号に掲			4 号ま	(令第		者(同	号に打
	でに掲	5条に		項第10	げる者			でに掲	5条に		項第10	げる
	げる融	規定す		号に掲	にあっ			げる融	規定す		号に掲	にあっ
	資機関	る団体		げる者	ては、			資機関	る団体		げる者	ては、
	が、同	に限		にあっ	令第5			が、同	に限		にあっ	令第
	条第1	る。)		ては、	条に規			条第1	る。)		ては、	条に対
	項第1	に貸し		令第5	定する			項第1	に貸し		令第5	定する
	号から	付ける		条に規	団体			号から	付ける		条に規	団(
	第5号	場合		定する	を除			第5号	場合		定する	を
	まで及			団体	< 。)			まで及			団 体	<.)
	び第10			を除	に貸し			び第10			を除	に貸
	号に掲			< 。)	付ける			号に掲			< 。)	付ける
	げる者			に貸し	場合			げる者			に貸し	場合
	(漁業			付ける				(漁業			付ける	
	近代化			場合				近代化			場合	
	資金融							資金融				
	通法施							通法施				
	行 令							行 令				
	(昭和							(昭和				
	44年政							44年政				
	令 第							令 第				
	209号。							209号。				
	以下							以下				
	「令」							「令」				
	とい							とい				

	う。) 第1条 第3号 に規団 体のに は は る。 に 付ける 場合				う。) 第1条 第3号 に規定 する配 体に る。) に貸し 付ける 場合	
略				略	1	
4 規	則略	年0.60 年0.6	0	4 規則	略	年0.70 年0.70
別表	第	パーセパー	<u>-</u>	別表第		パーセパーセ
3 号		<u>ント</u> <u>ント</u>		3 号に		<u>ント</u> <u>ント</u>
掲げ	る			掲げる		
資金				資金		
5 規		年0.60 年0.6	_	5 規則	略	年0.70 年0.70
別表		パーセパー	-	別表第		パーセパーセ
4号		$\frac{ \mathcal{Y} }{ \mathcal{Y} }$		4 号に		$\frac{ \mathcal{Y} }{ \mathcal{Y} }$
掲げ	5			掲げる		
資金			-	資金		
8 規	則略	年0.60年0.6	0	8 規則	шФ	年0.70年0.70
8 規 別表		サリ・カリー・サリ・カリー オリ・カーセーパーセーパー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	_	8 規則 別表第	略	年0.70 年0.70 パーセ パーセ
7 号		<u>ント</u> ント	-	7 号に		<u>パーセ</u> <u>パーセ</u> <u>ント</u> <u>ント</u>
掲げ		<u> </u>		掲げる		
資金				資金		
9 規	則略	年0.60 年0.6	0	9 規則	略	年0.70 年0.70
別表		パーセパー	_	別表第		パーセパーセ
8 号	K	<u>ント</u> <u>ント</u>		8 号に		<u>ント ント</u>
掲げ	る			掲げる		
資金				資金		
利子補 規則別 げる資 受けた 町村が	第2条第2項の規定により 補給率を上乗せする資金 表第3号又は第4号に掲 金のうち当該資金を借り 者の所在地を所管する市 年0.20パーセントの割合 補給金を交付するもの	上乗せする率 年0.20パーセン ト		利子補給 規則別表第 げる資金の 受けた者の 町村が年0	2条第2項の規定によ 率を上乗せする資金 第3号又は第4号に掲 のうち当該資金を借り の所在地を所管する市 .15パーセントの割合 合金を交付するもの	上乗せする率

鳥取県告示第503号

平成8年鳥取県告示第252号(漁業経営安定資金の貸付利率等について)の一部を次のように改正する。

平成30年8月20日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。 平成30年8月20日

> 鳥取県知事 平 井 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改正後		改 正 前				
資金の種 類	貸付利率	利子補給率	資金の種 類	貸付利率	利子補給率		
規則別表	年0.40パーセント	年1.30パーセント	規則別表	年0.30パーセント	年1.30パーセント		
第3号の			第3号の				
資金			資金				
規則別表	年1.050パーセン	年0.650パーセント	規則別表	年0.950パーセン	年0.650パーセント		
第7号の	<u> </u>		第7号の	<u> </u>			
資金			資金				
その他の	年0.40パーセント	年1.30パーセント	その他の	年0.30パーセント	年1.30パーセント		
資金			資金				

鳥取県告示第504号

平成8年鳥取県告示第251号 (漁業経営維持安定資金の貸付利率等について) の一部を次のように改正する。 平成30年8月20日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成30年8月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正 後	改	正 前
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
年0.40パーセント	年1.30パーセント	年0.30パーセント	年1.30パーセント